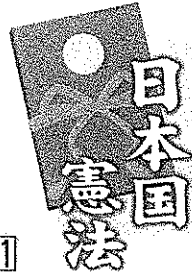


内心の自由を規定

いま読む



第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

日本国憲法は表現の自由や信教の自由など「精神的自由権」と呼ばれる人権を多く定めています。人権観、価値観など心の中のこととは外部の干渉を受けな

いとした一九九条は、その根幹と言えます。表現の自由などと区別して、内心の自由を特に規定した憲法は世界的にも少ないそうです。

旧憲法は「法律ノ範圍内」で言論や集会の自由を認めただけで、思想及び良心の自由は保障しませんで

した。結果として思想統制が行われ、国民を苦しめたという反省から、国家は人の内心に立ち入らないという原則を一九九条で定めたのです。

具体的には、国家が個人の思想を告白するよう強制したり、交友関係の調査や

「保障する」に弱める

改憲草案の関連表記

「保障する」に弱める

思想及び良心の自由は、保障する。何人も、個人に関する情報を不当に取得し、保有し、又は利用してはならない。

た。表現が弱まったようにも映ります。

また、一九九条の二として、個人情報 の不当な取得を禁止する条文を新設しました。草案Q&Aでは「プライバシー権の保障に資する」と説明していますが、「何人も」で始まる書きぶ

りは国民に対する禁止規定であり、新たな権利保障のようには読めません。

権力者にとって都合の悪い情報を国民が集めることを制約することにもなれば、民主主義の根幹が侵害されます。

憲法の主な条文の解説を、随時掲載しています。